

犯罪被害に遭われた方へ

～廿日市市犯罪被害者等日常生活支援費用助成金制度のご案内～

犯罪行為により被害に遭われたご本人、そのご遺族・ご家族が、以下の内容に該当する場合に、廿日市市から助成金を支給します。

(令和7年4月1日以降に起こった犯罪被害を対象とします。)

○ 対象となる犯罪：人の生命または身体を害する罪にあたる行為

※日本国内又は日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われたもの。

■ 支援概要

【家事・介護費用助成】

家事又は介護に関するサービスの利用料の一部を助成する。

〔対象となるサービス〕

家事：調理、洗濯、掃除、買い物等の家事並びに乳幼児の保育及び子どもの送迎

介護：食事、排泄、入浴等の介護及び通院介助

【一時保育費用助成】

未就学児の一時預かり事業の利用料の一部を助成する。

【転居費用助成】

犯罪行為が行われた時に居住していた住居から転居するために要した費用の一部を助成する。

〔対象となる費用〕

●家財の梱包等の運送費用及び荷造り、不用品の回収等のサービスに係る費用

●敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、日割家賃その他の新たな住居に入居する際に要した初期費用

●転居を前提とした宿泊施設を仮住まいとした場合の宿泊費用

各助成の支給金額や支給対象者等の詳細は裏面の一覧表をご覧ください

■ 申請について

【必要書類】

- 助成金支給申請書
- 犯罪被害に関する申立書
- 実費額の支払いを証する領収書(原本)等
- その他市長が必要と認める書類(住民票、診断書等)

【申請期限】

犯罪行為が行われた日から2年以内

■ 問い合わせ先・申請窓口

廿日市市役所 生活環境部 人権・市民生活課

〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号 市役所1階

TEL: 0829-30-9136

[受付時間] 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(祝日、休日及び年末年始を除きます。)

各助成金一覧表

家事・介護費用助成

一時保育費用助成

転居費用助成

支給金額等	支給対象者	対象要件	支給対象外
1事件につき、家事・介護合せて 80時間を限度とする。 家事：限度額1時間当たり2,500円 介護：限度額1時間当たり3,900円	●犯罪行為※1により亡くなられた方のご遺族※2 ●犯罪行為により重傷病※3を負った方又はそのご家族※2	<p>●亡くなられた場合は、被害者が亡くなられた時に遺族が廿日市市民であること。</p> <p>●重傷病の場合は、被害時に被害者本人が廿日市市民であること。</p> <p>●申請者が、申請時に廿日市市民であること。</p> <p>●犯罪被害により、家事又は介護を行うことに支障が生じていること。</p> <p>●サービスがその提供をする事業者から提供されたものであること。</p> <p>●サービスが申請者の住居において行われたものであること。</p> <p>●犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること。</p>	<p>●介護保険法その他の法令による給付等を受ける場合</p> <p>●犯罪行為時に親族関係（事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）がある場合※4</p> <p>●犯罪行為を教唆・ほう助するなど、犯罪被害について被害者等にも責めに帰すべき行為があつた場合</p> <p>●暴力団員等である場合</p> <p>●助成金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合</p>
1事件につき未就学児1人当たり14日を限度とする。 限度額1日当たり2,000円	●家事・介護費用助成と同じ	<p>●亡くなられた場合は、被害者が亡くなられた時に遺族が廿日市市民であること。</p> <p>●重傷病の場合は、被害時に被害者本人が廿日市市民であること。</p> <p>●申請者が、申請時に廿日市市民であること。</p> <p>●犯罪被害により、被害者等の子ども（未成年児）を保育することに支障が生じていること。</p> <p>●犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること。</p>	<p>●被害者が、犯罪発生時に廿日市市民であること。</p> <p>●住居若しくはその付近で犯罪行為が行われたことにより、住居に居住し続けたことが困難になつたこと、又は二次的被害若しくは再被害を受けるおそれがあること。</p> <p>●運送事業者、不動産事業者又は宿泊事業者に支払った費用であること。</p> <p>●犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること。</p>

※1 故意に人の生命又は身体を害する行為 ※2 配偶者（事実婚等を含む。）又は被害者の二親等以内の親族 ※3 療養の期間が1か月以上を要する負傷又は疾病

※4 当該親族関係が破綻していたと認められた場合には、この限りでない